

現代マレーシアにおけるファトワ(fatwa)の 法的拘束力に関する一考察

— 誰がファトワを管理すべきか? —

A Study of legal restraint imposed by fatwas in modern Malaysia
—Who must administrate fatwas?—

竹 野 富 之

Yoshiyuki TAKENO

キーワード：ムフティ、ファトワの法的拘束力、宗教行政

Key words : mufti, fatwa's restraint, religious policy

要約

マレーシアの文脈において、ファトワはムフティによって発布される宗教的な意見であり、イスラーム法に関する教義解釈である。ムフティはスルタン(州の宗教的指導者)によって任命された政府の役人である。マレーシアではイスラームは州の権限に関わる問題で、ムフティは各州の宗教行政の執行上、重要な役割を担っている。例えば、イスラームに関する問題についてスルタンに助言することはムフティの職責の一つである。一般的にファトワは裁判所の判決のように拘束力をもたないものである。しかしながら、マレーシアでは官報に掲載されたファトワは確たる拘束力を持ち、各州の宗教令とみなされている。従って、ムスリムがファトワに違反すれば、州の宗教法に従って罰せられなければならないのである。現在、各方面の有識者(政治家や NGO 関係者)はそのようなファトワが発揮する拘束力を重要な問題と認識している。また、彼らはマレーシア社会の構造に強い影響力を持つファトワが数名の宗教関係者(特にムフティ)だけで発布されている点に注目し、議論を始めている。

この論文の目的は上記の議論の分析を通じて、マレーシア社会におけるファトワが発揮する拘束力の問題点について説明することである。

Abstract

In the Malaysian context, a fatwa is a religious opinion or doctrinal interpretation concerning Islamic law issued by the mufti in Malaysia. A mufti is a government official appointed by a sultan (the religious head in his own state). In Malaysia, Islam is a state matter, and muftis play an important role in regulating the religious policies

of each state. For example, advising the sultan on matters related to Islam is one of the mufti's responsibilities. In general, a fatwa does not pose a restraint like a court judgment does. However, in Malaysia, a fatwa published in the gazette poses certain restraints and is considered a religious edict in the state. Therefore, when a Muslim violates a fatwa, he must be punished under the state's Islamic law. At present, intellectuals from several fields (e.g., politicians and NGO heads) regard the restraints imposed by such fatwas as a serious issue. And they notice a few religious parties (especially the mufti) can only issue fatwas that have a strong influence on the fabric of the Malay society, and begin to discuss the problem.

The purpose of this study is to explain the influence of the restraints imposed by a fatwa on the Malay society through an analysis of the above discussion.

はじめに

マレーシアにおけるファトワ(fatwa)とは各州に一人ずつ選任されたムフティ(mufti)という宗教指導者による教義解釈の意見のことである(cf.多和田 2005: 124)。イスラームは約1400年前に成立した宗教であり、その間、現在に至るまで新たな価値観の創出や技術の進歩による社会の変化にどのように対応するか絶えず問われ続けてきた。そして、ファトワは新たな教義解釈を通じて、その対応策を教徒達に提示する役割を担ってきたのである。それは今も変わらず、マレーシア・イスラーム振興局(JAKIM)理事 Wan Mohamad Sheikh Abd Azizによると「ファトワは社会が正義か不正義かの判断を迷う新しい事象に焦点を当てている」(JAKIM ホームページ)という。そこで留意すべきはマレーシアにおいて、一般にムフティの発布したファトワは単なる宗教指導者一個人の教義解釈の意見に留まらず、各州内で法的拘束力が認められている点である(cf.多和田 2005: 124)。その詳細については後で論じるとして、ここではさしあたり、マレーシアではムフティの発布するファトワが各州のイスラーム教徒の日常生活に法的拘束力を発揮していることを理解しておく必要がある。

さて、上記のようにマレーシアにおける宗教行政のあり方を理解する上で重要なファトワ制度であるが、従来の研究では一部のイスラーム研究者を除けば、あまり取り上げられてはこなかった。筆者の知る限りでは、古いものでは藤本(1966)、近年では、Mohamad Kamali(2002)や Farid, Tajul, Mohd Hisham(2001)、Ahmad Hidayat Buang 編(2004)、多和田(2005)、塩崎(2011)らがファトワ制度の概要等について論じている。なお、上記の研究の特徴として、ファトワの管理体制の概要を明らかにすることに主眼が置かれており、ファトワ制度に関する各方面の言説等から同制度が孕む種々の問題点を深く考察するまでには至っていない。特に近年、誰が法的拘束力を持つファトワをどのように管理すべきか議論となっているが、この点に関する考察は

手が付けられていない。

そこで本論文では、従来のファトワ研究の蓄積を参考にしつつ、宗教機関や「NGO¹⁾」関係者の職員等を対象とした聞き取り調査資料(2008年から2011年までで調査期間は約一ヶ月間実施し、現在も継続中²⁾)を用い、ファトワ制度の概要を明らかにするとともに、その制度管理のあり方に関する問題点を考察していく。

1. マレーシアにおけるファトワ制度の特徴

本節では、ムフティ職の地位と役割、ファトワ発布の手続きとそれに関わる組織の概要、ファトワの持つ「拘束力」など同制度の特徴について説明する。

1) イスラーム世界におけるムフティの地位・役割について

まず、ファトワとは本来、法学者の資格を持つ者が一般信徒からの質問に答えて、口頭または書面で提示するもので、それを公式の職務とするのがムフティである(小杉 2001: 987)。なお、ムフティの語義はクルアーンにはみられず、その語源は或る問題に対して助言を与えるという意味のアラビア語「afta」にあるという(Syed Akbar Ali 2008: 71)。また、“前近代のイスラーム世界では、ムフティの役割は法律相談のみに制限されていたにも関わらず、その地位にはかなりの権威が認められていたという。実際に当時のムフティ達はその土地の支配者の信頼を得ていた。しかし、土地の支配者の信頼を得つつも、彼らは法律相談者として中立・公平であることに腐心していた。例えば、或るムフティは彼の意見を求めた人に面会すら認めず、代わりに質問書を置くためのバスケットを窓から吊るしたという”(SIS ホームページ A)。つまり、前近代のイスラーム世界におけるムフティは或る特定の人物(土地の支配者であっても)にだけ有利となるような法律的意见の表明を回避するため、質問者との接触を断ったのである。なお、上記のファトワはそれ自体、法学者が裁判官として出した判決とは異なり、強制的な執行力をもたないものとされた点には注意が必要である(小杉 2001: 829)。つまり、前近代のイスラーム世界にみられたファトワはムフティ個人の法律の見解を質問者に提示するものであって、強制的な執行力を持つ判決とは異なり、社会全体に対する影響力はあまり強くなかったとみられる。

さて、後代になると国家が法の諸制度を整備し、特別のムフティ職を設けるようになった(ibid: 829)。その結果、ムフティ職は役割によって①国家に任命されて国事についてもイスラーム的見解を明らかにする機能をもつ大ムフティ、②公権力によって任命されているが国民レベルで職務を果たすムフティ(地域ごとに任命されているムフティ)、③地域共同体が運営するモスクや宗教団体において団体レベルで指名されているムフティに分類されるようになったという(小杉 2001: 987)。そして、マレーシアでも上記に該当するムフティ職が設置されているが、この点については次で説明しよう。

2) 公職ムフティ設置の経緯

マレー社会におけるムフティとは各州で一人ずつ選ばれ、各州の統治者によって任命される役職である。なお、連邦政府直轄領では、国王³⁾を補佐するムフティが任用されているが、各州と連邦政府直轄領のムフティ両者の間に権限や権威等に違いはなく、あくまで同格である(cf. Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 269, 270)。また、ムフティは「イスラームならびにマレー慣習評議会(Majlis Agama Islam dan Adat Istiadat Melayu)」(クランタン州)あるいはイスラーム評議会(Majlis Agama Islam)といった州内のイスラーム行政を統括する機関の構成員を務める(多和田 2005: 124-125)。従って、先程の分類に従うならば、マレーシアのムフティは②に近いといえる。そこで、これ以降は政府機関によって役職を与えられていることを踏まえ、公職ムフティと表記する。

次に公職ムフティが設けられた経緯について簡単に説明しよう。公職ムフティという役職が設けられたのはイギリス植民地時代のことである(Moshe Yegar 1984: 199-200)。また、クランタン州において、最初の公職ムフティが任命されたのは Sultan Muhammad II (1837-1886)の治世の末期であるといわれる(Abdullah Alwi Haji Hassan 1996: 4)。当時、ほとんどの州でイギリス駐在官が公職ムフティの候補者を推薦しており、公職ムフティは彼らの意向に応じて、地方のイスラームに関する様々な問題の処理にあたっていたという(Moshe Yegar 1984: 199-200)。例えば、クランタン州では宗教資金を利用して新しい礼拝所の管理人のポストを設けたいという公職ムフティ Haji Wan Musa bin Haji Abdul Samad (在任 1908年-1916)の申し出にイギリスの駐在官がスルタン⁴⁾との協議後に許可した事例がある(Abdullah Alwi Haji Hassan 1996: 35)。また、クランタン州では 1914 年から公職ムフティに固定給が支払われるようになり、イギリス植民地時代を通じて同職は礼拝所の管理等様々な機能が付与されていったという(ibid: 35, 199)。なお、植民地政府がムフティ職を設けた理由について、Syed Akbar Ali は「植民地政府は宗教を含む伝統的な問題に関するスルタンの権限を弱めるためにムフティ職を設置した」(Syed Akbar Ali 2008: 71)と指摘している。ただし、植民地政府によるムフティ職設置の具体的な意図や経緯の詳細の説明については筆者の知識が不足しているので上記の簡単な説明に留めておく。

では、次に公職ムフティの任用について説明する。

3) 公職ムフティの任用

まず、先程も述べたように公職ムフティは各州の統治者(連邦直轄領では国王)によって任命されるが、その手順は各州によって微妙に異なる。例えば、ジョホール州では、州統治者が宗教局の助言をもとに公職ムフティの任命する一方で(Jabatan Mufti Johore のホームページA)、連邦直轄領では、連邦政府首相の助言に基づいて国王が公職ムフティを任命する形をとっている

(Rajen 2005: 2)。ただし、いずれにしても公職ムフティの権限はその任命者である各州の統治者(連邦直轄領では国王)の後ろ盾によって保障されていることがわかる(cf. Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 269)。また、州統治者側からすれば、公職ムフティの任用を通じて、ファトワ発布に影響力を発揮できるといえよう(Ahmad Ibrahim 1984: 218)。次に公職ムフティの任用条件について、ジョホール州のイスラーム法執行条例14条2項では公職ムフティは宗教局の職務上のメンバーでなければならないとある(Johore 2003: 16)。つまり、上記の条項から公職ムフティの候補者は少なくとも宗教局と強いパイプを持ち、或る程度、宗教局の職務を理解していることが望ましいということになろう。なお、公職ムフティの任期は、YADIM⁵⁾の男性職員⁶⁾(マレー系)によると「公職ムフティの任期は特に決められてはならず、任期中は州首相であっても、辞任させることはできない」(2009年インタビュー実施)という。実際に参考までにクランタン州における歴代の公職ムフティの在任期間をみると数ヶ月で辞めた者から数十年間役職を務めた者まで様々である(詳細については【Abdullah Alwi Haji Hassan1996: 149-150】を参照)。

次にファトワ発布に関わる組織について説明しよう。

4) ファトワ発布に関係する組織

まず、原則として、ファトワの作成・発布に関する権限は、州統治者によって任命された公職ムフティ以外誰も行うことはできない(Mohammad Hashim Kamali 2002: 7)。また、連邦領のイスラーム法施行条例36条によると公職ムフティは以前、自分が制定した、もしくは前職ムフティが制定したファトワを改正、修正、撤回できる(Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 270)とある。つまり、公職ムフティはファトワの発布、修正、撤回に関して強い権限を持つ。ただし、ジョホール州では議論を呼びそうな複雑な問題を含むファトワについてはファトワ委員会(公職ムフティを議長とする)を招集し、その発布の可否を議論することとなっている(Johore 2003: 17)。ちなみに「ファトワ発布に関する協議機関」の呼び名は各州で異なり、ジョホール州ではファトワ委員会(Lujnah Fatwa) (ibid: 16)、連邦直轄領とスランゴール州ではイスラーム法教義委員会、クランタン州ではウラマー会議(Jamaah Ulama)と呼ばれる(cf. Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 266, 多和田 2005: 124-125)。

次に「ファトワ発布に関する協議機関」の職制について連邦直轄領とジョホール州の事例を取り上げ、説明する。まず、連邦政府直轄領のイスラーム法教義委員会は公職ムフティ(1名)、副公職ムフティ(1名)、宗教局によって選抜された宗教局のメンバー(2名)、宗教局が任命する適切な人物(2名以下)、宗教局の事務官から任命されたイスラーム宗教部局の役員(1名)からなる(Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 266)。また、ジョホール州のファトワ委員会では、公職ムフティ(1名)、副公職ムフティ(1名)、4名以下の宗教局のメンバーからなる(Johore 2003:

16)。

以上から、「ファトワ発布に関する協議機関」は少数の宗教局関係者もしくは宗教局の指名した人物によって構成されており、社会的影響の強いファトワ発布の可否については公職ムフティを中心に少数の宗教局関係者の間で協議されることになっていることがわかる。次にファトワ発布のプロセスについて説明しよう。

5) ファトワ発布までのプロセス

まず、ファトワ発布の要請について、ジョホール州のイスラーム法執行条例では、誰でも宗教局の事務官宛に質問状を送付し、ファトワの発布もしくはシャリーア法に関する質問の答えを求めることができるとしている(Johore 2003: 17)。ただし、上記の要請にはいくつかのパターンがあるという。この点について、連邦ムフティ事務室の男性職員(マレー系)によると「ファトワ発布には各州の統治者(連邦政府直轄領では国王)が要請するパターン、公職ムフティが個人的に判断したパターン、一般の人々がイスラーム教義に関する質問書を送付したパターンの三つがある」(2009年インタビュー実施)という。つまり、ファトワは一般の人々の質問への答えとしてだけでなく、公職ムフティの自己判断や州統治者の要請といった各州レベルの宗教行政上の必要性から発布されるのである。以下では、ファトワ発布のプロセスを主にジョホール州の例を参考に説明しよう。

“まず、質問状を受け取った宗教局の事務官は直ちにファトワ委員会の委員長(通常、公職ムフティが就任)に申請しなくてはならない。その後、同委員長がファトワ発布の可否を判断する。ただし、議論を呼びそうな複雑な問題を含むファトワについてはファトワ委員会(公職ムフティが委員長である)を招集し、その発布の可否を議論する。そして、議論の結果、委員の意見が満場一致の場合、ファトワ発布が許可される。しかし、満場一致とならなかった場合は宗教局にその問題点が問い直され、多数派の意見に従ってファトワ発布を許可するかどうかが決められる”(ibid: 17)。その結果、発布可能と判断されれば、“各州(ブルリス州を除く)の公職ムフティは通常、シャフィイー学派の見解に従い、ファトワを作成する。なお、シャフィイー学派の見解が公共の利益と合致しない場合はハナフィー、マーリキ、ハンバリー各派の見解を参考にする。さらに公職ムフティが四つの学派の見解が適切でないと判断すると自身の個人的見解を優先させる”(Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 271)。そして、“作成されたファトワは官報に掲載されるが、その際、原則として統治者の承認が必要となる。ちなみにクランタン州とジョホール州ではファトワが官報に掲載される前にその承認が必要とされ、連邦政府では公職ムフティは国王の承認なくファトワを発布できるという。その後、宗教局は州政府にファトワが官報に掲載されることを伝える”(Rajen 2005: 3)。

以上から、ファトワ発布はほぼ公職ムフティの専権事項であり、州首相や州議会には発布を差

し止める権限はなく、州統治者の承認後、発布の通知を受けるだけであることがわかる (cf. ibid: 5)。また、発布されたファトワの内容は各州で発行される官報(連邦政府直轄領では連邦ムフティ事務室が発行)で確認でき、その中でも特に社会的影響力の強いファトワは「e-Fatwa」のホームページやマスメディアを通じて広く開示される(e-Fatwaのホームページ)。なお、こうして各州で発布されたファトワはシャフィイー法学派の見解に準じることを原則としつつも、実際には公職ムフティの個人的な教義解釈がかなり認められているため、実に多様である点には注意が必要である(cf. 多和田: 125-126)。

さて、そこで留意すべきは、ファトワが官報に掲載されると州内の全てのイスラーム教徒に「拘束力」を持つようになることである(Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 273)。次ではその「拘束力」の内容について検討していく。

6) ファトワの持つ「拘束力」

マレー社会では一般に公職ムフティの発布したファトワは単なる宗教指導者一人の教義解釈の意見に留まらず、各州内で「拘束力」が認められている (cf. 多和田 2005: 124)。その「拘束力」の根拠となっているのが①イスラーム法施行条例におけるファトワ違反の罰則、②シャリーア法廷におけるファトワの採用、③ファトワの内容についての公での議論を禁じる規定の三点である。

まず、①について、連邦直轄領におけるシャリーア刑法におけるファトワ違反の罰則条項では9条に公職ムフティの発布したファトワに従わない場合、RM3000 (2011年12月現在 RM1=24.5円前後)以下の罰金刑もしくは2年以下の禁固刑、またはその両方の刑が科せられるとある(Federal territories 2006: 10)。また、ジョホール州のイスラーム法施行条例173条には発布されたファトワに侮辱的な企てをした場合にはRM1000以下の罰金刑もしくは6ヶ月以下の禁固刑、またはその両方の刑が科せられるとある(Johore 2003: 66-67)。つまり、上記の罰則条項から、各州のイスラーム法施行条例において、ファトワは州の「宗教令⁷⁾」として、法律的な「拘束力」を持つことがわかる。ただし、現状としてはファトワ違反者に対して、上記の条項が厳密に適用されていないという (cf. Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 277)。その主な理由として、或る州でファトワ違反をしたとしても、違反者が宗教条例の異なる別の州に逃げてしまえば、その罪に問われないケースがあげられる。これは各州のイスラーム関連条例の運用が公職ムフティやイスラーム行政当局の見解に大きく左右されている(多和田 2005: 136)ことから生じる問題といえる。

次に②について、ファトワはシャリーア法廷での審判の判断基準として評価されている点があげられる(Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 281)。例えば、1997年、スランゴール州において、美人コンテストへの参加を禁じたファトワが積極的に評価され、同州の「シャリーア刑法条

例」違反の根拠として採用された結果、美人コンテストに参加したムスリム女性が逮捕、起訴されて有罪判決を受けたケースがある(cf.多和田 2005:136-137)。また、原則として、ファトワはシャリーア法廷にのみ、或る程度の影響力をもつが、市民法廷⁸⁾においても、ファトワが高く評価される場合がある(Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 281)。実際に市民法廷がイスラーム関連の問題に関して意見を求めた場合、公職ムフティ個人の見解を明らかにすることができるという(cf. ibid: 278)。なお、市民法廷での判決は非イスラーム教徒達も拘束することから、一部の非イスラーム教徒達が上記の判決がファトワに左右される可能性を問題視しつつある点は見落せない。⁹⁾

最後に③について、連邦政府直轄領のシャリーア刑法 12 条では、「公職ムフティのファトワの内容に反する見解を発したり広めたりした場合、3000RM 以下の罰金もしくは2年以下の禁固刑、または、その両方が科せられる」(Federal territories 2006: 10)とある。また、ジョホール州のイスラーム法執行条例 173 条には発布されたファトワを侮辱する言葉を吐いたり、書いた者には1000RM 以下の罰金もしくは6ヶ月以下の禁固刑、または、その両方が科せられるとある(Johore 2003: 66-67)。つまり、「シャリーア刑法」における上記の条項は、ファトワ内容に関する言論の自由を拘束する法的根拠となっている。

なお、上記に関してはファトワの内容に関する自由な議論を阻害するとの有識者らの批判がある。例えば、Mohammad Hashim Kamali¹⁰⁾ は「マレーシアのファトワ作成の手続きには基本的にディベートや協議のための公の場がない。ファトワが拘束力のある法となる前に政府や民間などの各関連機関の関係者、学者などにファトワへの建設的な批判を述べる機会を与えるべきだ」(Mohammad Hashim Kamali 2002: 8)と主張する。

以上、本節の検討を参考にマレーシアのファトワ制度の特徴を整理すると①各州の公職ムフティと宗教関係者がファトワ発布の可否について強い権限を持つ、②官報に掲載されたファトワは発布された州内で拘束力を発揮する、③官報に掲載されたファトワに関する自由な議論は制限される、となる。上記の特徴を踏まえ、次節ではファトワ制度が政治問題化している経緯を検討していく。

2. 政治問題化するファトワの「拘束力」

まず、前節でも触れたとおり、原則として、ファトワ発布はほぼ公職ムフティの専権事項であり、州首相や州議会にはファトワの発行を差し止める権限はなく、統治者の承認後、ファトワ発行の通知を受けるだけである(cf. Rajen 2005: 5)。つまり、ファトワ発行に対して州首相や州議会が直接、介入することは表向きには困難である。とはいえ、現実にはファトワ発布に対して外部からの政治力が全く及ばないというわけではない。そこで、本節では州政府と連邦政府に分けて、ファトワ発布への政治的介入の可能性について考えてみたい。

1) 州政府の政治的介入の可能性

まず、原則として、宗教行政はイスラーム法執行条例(クランタン州の場合はマレー慣習評議会条例)に基づき各州のイスラーム関連の評議会によって実施されており、州行政評議会によって執り行われる一般の行政とは機構が異なる(多和田 2005: 123-124)。そのため、州政府が直接的に宗教行政に口を出すことは上記のイスラーム関連評議会の反発を生む可能性があり、面倒な事になる。この点は連邦直轄領宗教事務所(JAWI)の一般登録局勤務の男性職員(マレー系)も「基本的に州議会や国会がファトワの発布に対して政治的に介入することはない」(2009年インタビュー実施)と指摘している。従って、州政府は表向き、イスラーム関連の評議会の顔を立てつつも、裏でファトワ発布に政治的影響力を反映させる手法をとっているとみられる。そして、その手法として、①宗教局とのパイプ作り、②州統治者への働きかけ、③公職ムフティへの要請、④イスラーム施行条例の制定、廃止による対応の四つが想定される。

まず、①に関して、少し古い事例であるが1978年の選挙キャンペーンではPAS¹¹⁾(汎マレーシア・イスラーム党)がクダー州の宗教行政を担う宗教局(Majlis Ugama Islam Kedah)の職員との良好な関係の構築を進めていたことがある(Mahadzir bin Mohamad Khir 1980: 234)。つまり、ファトワ発布に関わるファトワ委員会の委員のほとんどが宗教局の関係者で占められていることから、彼らとのパイプを利用して、特定の政党が影響力を発揮できるというわけである。実際に、Keadilan¹²⁾(正義党)の男性職員が「公職ムフティの中にはPASと関係の深い者もいるのではないか」(2009年インタビュー実施)と述べていることから、特定政党と結びつきの強い公職ムフティがその政党(もしくはその政党が政権を担う州政府)の意向を反映したファトワを発布する可能性はあるとみられる。¹³⁾

次に②について、先程の連邦政府直轄宗教局の男性幹部(マレー系)によると「州首相が州の統治者にファトワ発布に関して何らかの働きかけを行うことはある」(2009年インタビュー実施)という。1節でも触れたが州統治者がファトワ発布を要請する場合もあることから、州政府の働きかけに応じて統治者がその要請をする可能性はある。

また、③について連邦ムフティ事務所の男性職員(マレー系)によると「連邦直轄領の公職ムフティの主な仕事は国会から送られてくる申請書類などにサインをすることだ」(2009年インタビュー実施)という。つまり、上記の指摘から業務上、公職ムフティと州議会(上記の場合は国会)は密接に連携している。従って、この点に注目すれば州議会が公職ムフティと連携することで州議会にとって好都合なファトワ発布を要請することは可能とみられる。ただし、先程の職員は「公職ムフティは政治的に中立であることが望まれる」と述べるなど、公職ムフティの政治関与は慎むべきといった声もある。

最後に④について州議会は州内の「イスラーム施行条例」の制定・改廃に関する権限を持つことから、公職ムフティの権限を条例制定によって弱めることは可能である。ただし、これは州統

治者の権限や権威にも抵触し、その実現の可能性はかなり低いとみてよいだろう(その逆に公職ムフティの権限を強化する事例はある)。¹⁴⁾

このように州政府が上記のような手段を通じて、ファトワ発布に対して政治的介入を行使する可能性が指摘できるが、残念ながら、そうした政治的な働きかけが反映されたのか否かについては具体的な資料がなく明確ではない。これは今後の課題となろう。

次に連邦政府の政治介入の可能性について考えていこう。

2) 連邦政府の政治的介入の可能性

連邦政府にとって、各州のファトワは時として、政策推進の障害となることがある。例えば、1993年にジョホール州で発布された婚前のHIV検査義務化に関するファトワに関して当時のDatuk Seri Dr Suleiman Mohamed 厚生副大臣(2001年当時)が「厚生省はジョホール州政府にHIV検査義務化政策の見直しを要求する」と発言するなど連邦政府が一ファトワの内容に神経を尖らせるといった事例もある(The Sun 2001: 11/2, 11/3, 11/9, Utusan Malaysia 2001: 11/14, 11/18)。このことから連邦政府は自らの政策を推進する上で、時にファトワが障害となることを十分に認識しているとみられる。

そこで、連邦政府が各州の宗教行政に介入し、ファトワ発布に待ったをかけることは様々な要因が絡み、困難を伴うが、可能性としてはある。例えば、1993年、PASが州議会与党を占めるクランタン州で制定されたフドゥード¹⁵⁾法案に対して、憲法との整合性に問題があることを理由に連邦政府がその施行に待ったをかけていることがあげられる(多和田 2005: 134)。つまり、上記の事例から推測すれば、憲法の規定等に著しく反するという建前をもって、連邦政府がファトワ発布に待ったをかけることは或る程度、可能とみられる。しかし、連邦政府がファトワ発布に介入すると公職ムフティだけでなく、その任命者たる州統治者の権威を傷つけることになるので慎重にならざるを得ない。そのため、連邦政府としては国家ファトワ委員会¹⁶⁾を通じて、各州の公職ムフティに要請するのが現実的な対応となろう。ただし、同委員会は各州に対する助言機能をはたしているに過ぎず(Mohmood Zuhdi 1997: 112【多和田 2005: 135から引用】)、各州レベルのファトワ委員会に告示するのが、主な職責(cf.e-Fatwa ホームページ)なのであまり指導力は強くはない。いずれにせよ、あくまで他州のファトワを受け入れるのか・拒否するのかについては公職ムフティや各州のファトワ委員会が最終的な権限を持っているのである(Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 271)。実際にクダー州の副ムフティ(マレー系)によると「JAKIMがファトワを発布するよう求めた場合、時にスルタンの反対によってキャンセルされる場合がある」と指摘している(2011年インタビュー実施)。

以上から、連邦政府が直接、ファトワ発布に関して政治介入することは表向きには困難であるが、憲法との整合性などに触れ、何らかの政治的な圧力をかけることは可能であるといえよう。

3) まとめ—誰がどのようにファトワの管理を進めていくべきか

これまでの議論を踏まえるならば、外部の政治権力(州政府、連邦政府)がファトワ発布に介入することは様々な問題(公職ムフティやスルタンの権限・権威への配慮、州政府と連邦政府間の対立等)を孕みつつも、或る程度、可能であると考えられる。つまり、そのことからして、少なくとも外部の政治権力から完全に各州の宗教行政が独立しているとはいえないようである。しかし、建前として、宗教行政はイスラーム法執行条例(クランタン州の場合はマレー慣習評議会条例)に基づき各州のイスラーム関連の評議会によって実施されており、州首相のもとで構成される州行政評議会によって執り行われる一般の行政とは機構が異なるため(多和田 2005: 123-124)、両者の間でどのような相補的な関係が築かれているのかについては外部からは見えづらく、極めて不透明である。そのため、ファトワ発布がムフティをはじめとする、ごく少数の宗教関係者の間で決定され、そこには民意が反映されないのではないかという批判もある(cf. Norani Othman 2006: 351)。

例えば、Mohammad Hashim Kamaliは「もし、選挙で選ばれた国民の代表者がファトワを許可するようになれば、ファトワはかなりの信頼を獲得するだろう」(Mohammad Hashim Kamali 2002: 7)と指摘し、ファトワ発布に民意を反映させるために議員が積極的に関わるべきと指摘する。しかし、実際に議員がファトワ発布に関わることはかなりの困難を伴うようだ。Sisters in Islam¹⁷⁾のNorani Othmanによると「マレーシアの選挙で選ばれた代表(州政府でも連邦政府でも)はイスラームの名の下に提出された法案の詳細をほとんど議論しながらない。シャリーア法の中で成立した常識に疑義を述べれば、反イスラーム的であるとして政治生命に関わるからである」という(Norani Othman 2006: 346)。つまり、ファトワ発布に民意を反映するためには反イスラーム的であるとの批判を厭わない議員が必要なのだが、それを恐れる議員が多数派の現状では極めて困難といえる。

従って、すでに指摘したように表向きには国家ファトワ委員会を通じて各州のムフティに働きかけていくのが現実的である。例えば、2005年、厚生省副大臣が連邦政府のHIV対策実施(コンドームの無料配布などを盛り込んだ)を決定する前に全州の公職ムフティの加入する国家ファトワ局¹⁸⁾(NFC)に対してファトワを発布するように要請しているのはその好例といえよう(Salbiah Ahmad 2007: 174)。また、上記のような取り組みによって、連邦政府の下でのファトワ管理体制の構築、強化が進められていることも考えておく必要があるだろう。例えば、クアラルンプールにあるPASの事務所勤務の男性職員(マレー系)は「国家レベルで統一されたファトワ制度を構築することは重要な課題だ」(2008年インタビュー実施)と指摘しており、今後、政治の場で連邦政府の下でのファトワ管理体制の構築について議論されるかもしれない。いずれにせよ、「誰が主体となってファトワ発布を管理していくべきか」という課題については今後も民間や政府といった様々なレベルで議論されていくものとみられる。

結論

本来、一宗教者の個人的な見解や提言に過ぎないファトワが各州の官報に掲載されると「拘束力」を持つというのはマレーシア以外の他国にはあまりみられない特徴である。塩崎はこうした特徴がみられる理由について次のように指摘している。20世紀のマレーシアで全てのイスラーム関連事項をスルタンの権威の下で管理するという方針によって、イスラーム行政・司法が整備されてきたため、ファトワもまたイスラーム行政に組み込まれてしまった結果である(塩崎2011: 29)。要するにファトワをはじめとする各州の宗教行政はスルタンの権威の下で執行されるのである。そして、それによってスルタンの権限や権威が強化されてきた点は見落とせない。従って、ファトワを無視したり、批判したりすることはスルタンの権威への挑戦とみなされ、シャリーア刑法では、それを防止する手段としてファトワ違反に関する罰則が設けられているといえる。ただし、ファトワの持つ「拘束力」が宗教行政の枠内にとどまらず、連邦政府や州政府の推進する政策まで拘束するような事態となれば、それは極めて複雑な政治問題に発展しかねない。従って、連邦政府や州政府側からすれば、自らの政策を効率よく推進するためにも、ファトワ発布に或る程度、介入する必要性がでてくる。この点について、筆者は二節で連邦政府と州政府によるファトワ発布への政治干渉について検討してきた。その結果として、両政府が公職ムフティや宗教局職員とのパイプ作りや憲法の規定を口実とした介入、スルタンへの働きかけなどの手段を駆使し、ファトワ発布に政治干渉することは可能ではあると述べた。

ただし、一般行政と宗教行政は別機構であることから、表向きには外部の政治権力がファトワ発布に干渉することは困難であって、そうした不明確さが「ファトワ制度をいかに管理すべきか」という問題をより複雑なものにしている。例えば、Mohammad Hashim Kamaliがファトワ発布の際にコンセンサスを反映する仕組みを導入するよう提言するのも、ファトワ制度が実際に誰のために誰が管理すべきなのか明確でないからである。別の言い方をすれば、彼はファトワが一般の人々の日常生活に「拘束力」を持つ以上、そうした不明確さは社会的な混乱を引き起こす可能性があると考え、ファトワに民意が或る程度、反映され、管理できれば、そうした混乱を避けることができると考えているのだろう。また、公職ムフティはファトワ発布に際して外部の人の声にも耳を傾けるべきとの指摘もみられる。IKRIM(マレーシア・イスラーム学会)会員 Md. Asham bin Ahmadによると「もし、公職ムフティの見解が誤りであると証明されたら、公職ムフティは自らの過ちを誠実に認め、相手の見解の妥当性を断言すべきである」(The Star 2007: 1/16)という。とはいえ、ファトワ発布に外部の人間の意見を反映したりすることに対しては反対意見も根強い。例えば、SUARAM¹⁹⁾のプログラムマネージャー(マレー系男性)は「公職ムフティのファトワにはイスラームの専門的知識の蓄積が反映されているのであって、知識の乏しい一般の教徒には議論する資格がない」(2008年インタビュー実施)と述べる。つまり、ファトワ発布に関しては専門家に任せておけばよいという見方である。また、「宗教に関する二

つの意見や解釈を提案することはウンマ(イスラーム共同体)を混乱させ、不統一を促進し、危険である」(Norani, Zainah, Zaitun 2005: 105)こと、もしくは、外部の声を反映させることは相対的に公職ムフティの権威の弱体化させ、ひいては各州の統治者の権威や権限にまで抵触しかねないことに危機感を持つ者も少なくない。

このように有識者やNGO関係者、宗教関係者の中で盛んに議論されているファトワ制度のあり方について一般の人々の関心はどうかといえば、低いのが現状のようである(Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 282)。その主な理由としては、すでに指摘しているようにファトワ制度の管理体制が不明確な点、それとファトワ違反が実際に罰せられる機会がほとんどない点²⁰⁾、マスメディア等による報道等を含めた情報公開が十分でない点等があげられる。事実、JAKIM理事 Wan Mohamad Sheikh Abd Aziz も「多くの人々はファトワ制度をよく理解していない」(JAKIM ホームページ)と認めている。しかし、現在では各関連機関のファトワ制度に関する各関係者の言説をマスメディアが取り上げつつあり、徐々にではあるがファトワへの人々の関心が高まっていくとみられる。従って、今後の課題としては、「拘束力」あるファトワをどのように管理していくべきか(各州のファトワ統合問題を含め)をめぐって、今後も活発化するだろう様々な関係者の議論の行方とそれに対する民衆の反応を注意深く観察することであろう。そして、そうした議論の経緯を踏まえ、個々のファトワ内容や発布に至る経緯(例えば、公職ムフティの個人的意見がどれくらい反映されているのか等)にも踏み込んだ事例研究がさらに重要となろう。²¹⁾

註

- 1) マレーシアの「NGO」には政府の財政支援を受けている政府系「NGO」と受けていない非政府系「NGO」の二つのタイプがある (cf. Meredith L. Weiss 2006: 112-113)。
- 2) 調査の方法は、あらかじめ約 10 問程度の質問表を作成し、それをもとに各調査対象者に約 1 時間程度のインタビューを行った。これまでに NGO や政府関連組織、政党などの関係者を中心に約 40 名程度、インタビューを実施している。
- 3) 国王は五年ごとにスルタン就任の先任順に選ばれる(荻原 1994: 214)。
- 4) スルタン(sultan)とはマラヤ半島部のペナンとマラッカを除く九つの男系世襲の首長が持つことのできる称号である。各州の統治者は一般にこの称号を持ち、その称号名で呼ばれることが多い(荻原 1994: 214)。
- 5) マレーシアイスラームダッワー財団 YADIM(Yayasan Dakwah Islamiah Malaysia)は 1973 年に設立された政府系「NGO」である(M.L.Lyon 1979: 38)。YADIM の事務所は JAWI 等の施設があるイスラームセンターの敷地内にあり、実質的に連邦政府の宗教機関と密接な関係があるとみられる。
- 6) インフォーマントの職階はインタビュー実施当時のものである。なお、職階の不明な者については、「職員」で統一した。
- 7) 筆者の調査(2009 年 3 月実施)に応じた正義党(Keadilan)の男性職員(マレー系)によると「ファトワは

宗教的助言であり、宗教令でもある」と指摘する。

- 8) マレーシアは連邦制を採用しており、連邦法はすべて連邦政府の管轄下にある。また、イスラーム法、アダット法に関するものを除く一切の裁判所は連邦法により設置されている。原則として連邦法とイスラーム法の間には優劣関係は存在しない(安田 1980: 199, 206)。
- 9) 1993年に発布された婚前 HIV 検査義務化のファトワに関して、仏教・キリスト教・ヒンズー教・シーク教といった非イスラーム系宗教諮問がその発布を疑問視する声上がるなど社会問題に発展したケースもある(The Sun 2001: 11/3)。
- 10) なお、Mohammad Hashim Kamali はアフガニスタン出身であり、そのことからマレー社会におけるイスラーム政策の事情をよく理解していないのではないかという批判もみられる。例えば、JAWI の一般登録局勤務の男性職員(マレー系)は「マレーシアにはマレーシアのやり方がある。Mohammad Hashim Kamali はアフガニスタン出身でそのことを理解していないのではないか」と指摘している。
- 11) PAS はマレー半島部東海岸部のクランタン州やトレンガヌ州といったマレー人の人口比率の高い地域に勢力を持つ政党である。イスラーム中心主義を唱え、イスラーム法の社会的実践を最も重視している(多和田 1995: 108)。
- 12) 1998年のアンワル前副首相の逮捕をきっかけに彼の妻 Wan Azizah が結成し政党(Kamarulnizam 2003: 130-131)。
- 13) 1964年の選挙際、PAS のウラマー局が Barisan National(国民戦線:筆者注 UMNO を中核とする連立政権)に投票することを禁じるファトワを発行したことがある(Kamarulnizam Abdullah 2003: 192)。なお、Keadilan の職員によると「このファトワは官報に掲載されたファトワの持つような拘束力はない」という。
- 14) 多和田によるとスランゴール州では 1952 年の「イスラーム法施行条例」ではイスラーム評議会に与えられていたファトワ発布の権限が 1989 年の条例では公職ムフティへと変更されたという(cf. 多和田 2005: 129)。
- 15) フドゥード法とはイスラーム教徒間の姦通などの罪を裁く法であり、姦通罪の場合、石打などの厳格な刑罰が執行されることもある[詳細は竹野(2009)]。1993年、クランタン州で政権を握る PAS (汎マレーシア・イスラーム党) はフドゥード法に基づくイスラーム刑罰条例を可決した(多和田 2005: 133)。
- 16) なお、国家ファトワ委員会は 1970 年にマレーシア国家イスラーム関連部局の事務局(Majlis Kebangsaan Bagi Hal-Ehwal Ugama Islam, Malaysia)の下に設置され、1984年、首相府のイスラーム関連局の管理下に移され、1997年からはマレーシア・イスラーム振興局(JAKIM)の管理下にある。主な職責は矛盾するファトワを統合もしくは標準化することである(Farid, Tajul, Mohd Hisham 2001: 271)。また、連邦ムフティ事務所の男性職員(マレー系)によると「主な構成メンバーは各州、連邦政府直轄領の公職ムフティである」という(2010年8月インタビュー実施)
- 17) Sisters in Islam は 1988年に結成された非政府系「NGO」で、イスラーム教徒の女性の人権支援を主な活動としている(詳細は竹野(2010)を参照)。
- 18) マラヤ大学イスラーム学科の Ahmad Hidayat Buang 教授によると「国家ファトワ局は国家ファトワ委員会と構成メンバーが同じであるが、委員会と比べて、さらに権威は弱く、ファトワに関する議論をする場ではない」という(2010年8月インタビュー実施)。なお、設置時期等については現在、調査中

である。

- 19) SUARAM (マレーシア人民の声) はスランゴール州 Petaling Jaya に事務所を構える人権支援の非政府系「NGO」である。
- 20) JAKIM のシャリーア部局のアシスタント・ディレクター(マレー系女性)によると「ファトワ違反を罰した例については、何例あるかはっきりとしないが、あまり多くはない」(2011年インタビュー実施)と指摘している。
- 21) 筆者は「マレーシアにおける喫煙問題とイスラームに関する研究」のタイトルでたばこ総合研究センター研究助成(平成23年度)を受けている。2011年8月に実施した調査ではマレーシア各州の禁煙問題に関するファトワ問題を取り扱った。なお、喫煙に関するファトワの概要は Mohamed Azam (2004) に詳しい。いずれ、この調査をベースとした研究報告をする予定である。

参考文献

- Abdullah Alwi Haji Hassan, 1996 *The administration of Islamic law in Kelantan*, Dewan bahasa dan pustaka, Kuala Lumpur.
- Abdul Monir Yaacob, 1998 *Perkembangan institusi mufti di Malaysia*, In *Mufti dan fatwa di negara-negara ASEAN*, Edited by Abdul Monir Yaacob and Wan Roslili Abd. Majid Institut Kefahaman Islam Malaysia Kuala Lumpur.
- Ahmad Hidayat Buang et.al., 2004 *Fatwa Di Malaysia*, Akademi Pengajian Islam, Universiti Malaya, Kuala Lumpur.
- Ahmad Ibrahim, 1984 *The position of Islam in the constitution of Malaysia* In *Reading on Islam in Southeast Asia*, Edited by Ahmad Ibrahim, Sharon Siddique, Yasmi Hussain, Singapore: Institute of Southeast Asia Studies, pp.213-220
- e-Fatwa (ホームページ)
(<http://www.e-fatwa.gov.my/fatwa.asp>) 2008年12月21日アクセス
- Farid Suffian Shuaib, Tajul Aris Ahmad Bustani, Mohd Hisham Mohd Kamal, 2001 *Administration of Islamic law in Malaysia Text and Material*, Lexis Nexis, Singapore.
- Federal territories syariah laws*, 2006, International law book series.
- 藤本勝次, 1966 「マラヤのザカートに関する二・三のファトワーについて」, 『書泉』32号, 1-11 ページ.
- Jabatan Mufti Johor A (ホームページ)
(http://www.johordt.gov.my/mufti/index.php?option=com_wrapper&Itemid=72) 2008年12月10日アクセス
- JAKIM (=Jabatan Kemajuan Islam Malaysia) のホームページ
(<http://www.islam.gov.my/portal/lihat.php?jakim=3601>) 2010年7月23日アクセス
- Johore administration of Islamic law enactment*, 1978 (No.14 of 1978) 2003 International law book services Petaling Jaya.
- Kamarulnizam Abdullah, 2003 *The Politics of Islam in Contemporary Malaysia*, PENERBIT UNIVERSITI KEBANGSAAN MALAYSIA.

- 小杉泰, 2001 「ファトワ」, 『岩波イスラーム辞典』大塚和夫・小松久男・羽田正・小杉泰・東長靖・山内昌之(編) 829 ページ 東京: 岩波書店.
- 2001 「ムフティ」, 『岩波イスラーム辞典』大塚和夫・小松久男・羽田正・小杉泰・東長靖・山内昌之(編) 987 ページ 東京: 岩波書店.
- Mahadzir bin Mohamad Khir, 1980 The Kedah UMNO-PAS struggle: Its Origins and Development, In *Southeast Asian Affairs* 1980, pp.228-237.
- Meredith L.Weiss, 2006 *Protest and possibilities:civil society and coalitions for political change in Malaysia*: California, Stanford University press.
- M.L.Lyon, 1979 The Dakwah movement in Malaysia, In *Review of Indonesian & Malaysian Affairs* 13 (20) pp.34-45.
- Mohamed Azam Mohamed Adil,2004 Pengaruh Adat Tempatan Dalam Menentukan Fatwa di Malaysia, In *Fatwa Di Malaysia*. Edited by Ahmad Hidayat Buang, Akademi Pengajian Islam, Universiti Malaya, Kuala Lumpur.
- Mohammad Hashim Kamali, 2002 The Johor fatwa on mandatory HIV testing, In The fiqh. org のホームページ (<http://www.lawinislam.com/article.php?id=184>). 2007年12月7日アクセス
- Mohmood Zuhdi Abd. Majid, 1997 *Pengantar Undang-Undang Islam di Malaysia*, Kuala Lumpur: penerbit Universiti Malaya.
- Moshe Yegar, 1984 The development of Islamic institutional structure in Malaya 1874-1941 In *Islam in Asia*, Edited by Israeli Raphael, John Anthony, Boulder: westview press. pp189-206.
- Norani Othman, Zainah Anwar and Zaitun Mohamed Kasim, 2005 Malaysia: Islamization, Muslim politics and state authoritarianism, In *Muslim Women And The Challenge of Islamic Extremism*, Edited by Norani Othman, SISTERS IN ISLAM, Selangor pp.78-108.
- Norani Othman, 2006 Muslim women and the challenge of Islamic fundamentalism /extremism:An overview of Southeast Asian Muslim women's struggle for human rights and gender equality, In *WOMEN'S STUDIES INTERNATIONAL FORUM* 29, pp.339-353.
- 荻原宣之, 1994 「政治と経済」, 『もっと知りたいマレーシア第二版』綾部恒男・石井米雄(編), 214-237 ページ 東京: 弘文堂.
- Rajen Devaraj, 2005 Understanding fatwa in The Malaysian context: The purpose of a fatwa should be to offer an opinion not to silence alternative view, In *Aliran Monthly* vol25 (ホームページ) (<http://www.aliran.com/oldsite/monthly/2005a/2h.html>) 2008年12月22日アクセス
- Salbiah Ahmad, 2007 *Critical thoughts on Islam, rights and freedom in Malaysia*: Kuala Lumpur, Strategic information and research development center.
- 塩崎悠輝, 2011 「マレーシアの公的ファトワ管理制度ー近代ムスリム国家によるシャリーア解釈統制ー」, 『イスラム世界 76』. 1-32ページ.
- SIS (=Sisters in Islam) の ホームページA (http://www.sistersinislam.org.my/index.php?option=com_content&task=view&id=751&Itemid=288) 2008年12月22日アクセス

Syed Akbar Ali, 2008 *Things in common*, Thirumagal printers Sdn. Bhd, Kuala Lumpur.

竹野富之, 2009 「マレー社会における姦通罪 (Zina) に関する一考察—クランタン州におけるフドゥード法案に焦点をあてて」, 『東海学園大学研究紀要第 14 号 (シリーズB)』, 109-124 ページ.

2011 「マレー社会におけるイスラームと女性の人権—Sisters in Islam の挑戦」『東海学園大学研究紀要第 16 号 (人文科学研究編)』, 159-175 ページ.

多和田裕司, 1995 「現代マレーシアにおける《イスラーム化》の展開」, 『長崎大学教養部創立 30 周年記念論文集』, 103-126 ページ.

2005 『マレー・イスラームの人類学』, ナカニシヤ出版.

The Star 【英字新聞】 2007: 1/16

The Sun 【英字新聞】 2001: 11/2, 11/3, 11/9

Utusan Malaysia 【マレー字新聞】 2001: 11/14, 11/18

安田信之, 1980 「マレーシアの法制度」, 『アジア諸国の法制度』. 山場利夫, 安田信之(編), アジア経済研究所, 185-224 ページ.